

令和3年度 第2回大和市青少年問題協議会（書面開催）次第

議 題

(1) 青少年問題に関する現状報告について

- ・青少年相談室 令和3年度4月～8月事業実施状況
- ・刑法犯認知状況及び少年非行の概況等（令和3年7月末）

資料1-1

資料1-2

(2) 令和3年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者の選考について

- ・令和3年度大和市青少年健全育成大会選考委員会報告
- ・令和3年度大和市青少年健全育成大会選考委員会議事録
- ・大和市青少年育成活動推進者表彰要領/大和市青少年善行ほう賞要領

資料2-1

資料2-2

資料2-3

※こちらの審議については、別紙2及び別紙3を併せてご確認ください。

(3) 第49回大和市青少年健全育成大会について

- ・第49回大和市青少年健全育成大会について
- ・令和3年度大和市青少年健全育成作文 掲載者名簿
- ・令和3年度 青少年健全育成に関する児童生徒の作文募集要項

資料3-1

資料3-2

資料3-3

その他

令和3年度青少年健全育成推進街頭キャンペーンについて

資料4

添付資料

大和市青少年問題協議会委員名簿 / (裏面) 大和市青少年問題協議会幹事名簿

別紙1 意見書

別紙2 令和3年度大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者名簿

別紙3 令和3年度大和市青少年善行ほう賞被表彰候補者名簿

※各議題について、別紙1「意見書」の各項目にご意見等を記載の上、10月6日(水)までに、同封の封筒にて事務局あてにご提出ください。

なお、別紙2及び別紙3についても、個人情報保護に伴い、別紙1「意見書」と併せてご返送くださいますようお願いいたします。

青少年相談室 令和3年度4月～8月事業実施状況

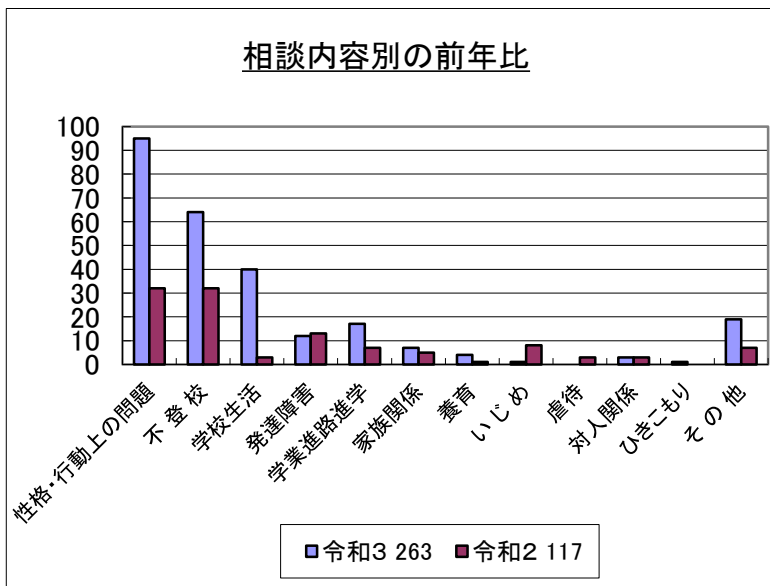
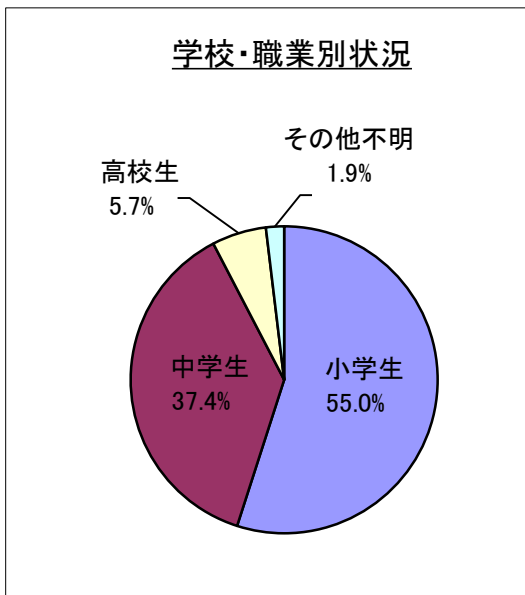
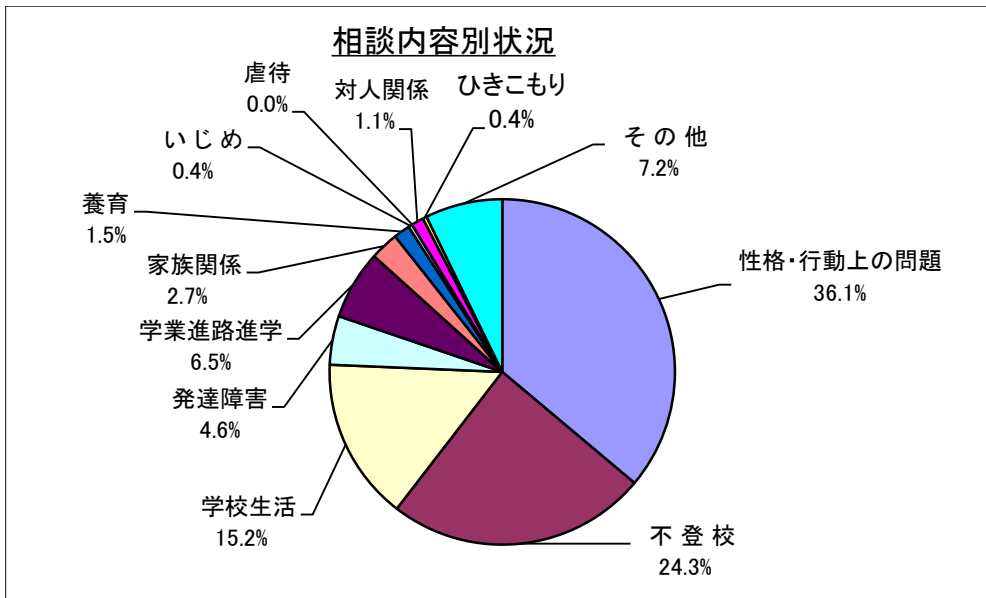
(1) 青少年相談（電話・来室）

青少年自身の悩み、青少年が起こす問題行動に悩む保護者などから電話相談・来室相談を受け、その課題解消を支援しています。また、受理された相談のうち、長期的に相談する必要があると認められたケースについては、相談者と話し合いのうえ、継続的に相談を行っています。

令和3年度8月末までに受理した相談件数は263件でした。青少年相談室での電話相談と来室相談両方の相談件数が増加いたしました。理由としては、昨年度は新型コロナウイルス感染防止の関係で学校が臨時休業になっていたことで相談そのものが減少していたことが原因と考えられます。今年度は、通常とおりの相談体制となっております。また、継続して電話相談の段階で学校にコンサルテーションして対応できる、室勤務の相談員が学校へ出向いて対応しているなど行っております。

相談内容別状況をみると、「性格・行動上の問題」95件（36.1%）、「不登校」64件（24.3%）、「学校生活」40件（15.2%）、「発達障害」12件（4.6%）で、この4主訴で全体の約8割を占めています。

学校・職業別状況をみると、「小学生」144件（55.0%）、「中学生」98件（37.4%）で全体の約9割を占めています。「小学生」の相談件数（144件）の中では、「性格・行動上の問題」が55件で、「中学生」の相談（98件）では、「不登校」が54件で、相談件数のトップでした。



(2) 教育支援教室

不登校児童・生徒を対象にカウンセリング、学習への援助、人間関係づくりの援助などを組織的・計画的に実施し、児童・生徒の「生きる力」の伸長を目的に「まほろば教室」が設置されています。

また、不登校児童・生徒の継続相談の延長として、相談員が児童・生徒の状況やニーズに応じて個別に関わるとともに、保護者との面談も随時行いつつ、自立に向けた支援を行っています。

◎令和2年度4月～7月 児童・生徒通室状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実数
人数	15	19	22	21	4								
昨年度	0	0	7	7	6								

◎通室延べ人数（8月末現在） 81名

◎通室児童・生徒の学年内訳

・小学校3年	男子	1名	女子	0名
小学校5年	男子	3名	女子	2名
合計 6名	男子	4名	女子	2名
・中学校1年	男子	3名	女子	2名
・中学校2年	男子	3名	女子	0名
・中学校3年	男子	4名	女子	5名
合計 17名	男子	10名	女子	7名

◎通室児童・生徒の学校復帰状況

・部分登校しながら継続通室	14名
・継続通室	15名
・学校復帰	0名

(3) 街頭補導活動

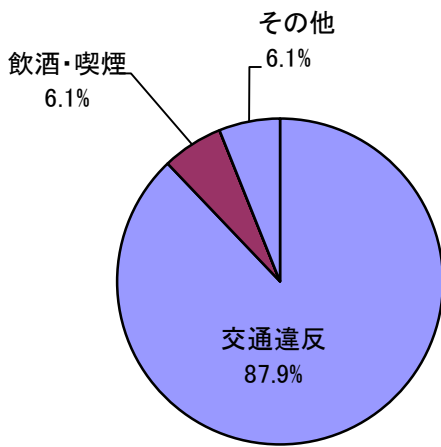
青少年の非行を早期発見・早期指導により未然に防止するため、専門街頭指導員（2名）が駅周辺、公園やゲームセンター等、非行の行われやすい場所を毎日巡回し補導活動を実施しています。また、市が委嘱している青少年相談員（40名）の方々も、青少年の非行防止のため市内4地区を月8回程度巡回して、指導・声かけをしています。今年度につきましては、「大和市民まつり」「大和阿波おどり」や地域の祭礼などが新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となり、特別街頭補導を実施は行っていません。

なお、今年度も夜間パトロールを、7月1日から9月30日の間（6回19:00～21:00）子どもが溜まりそうな公園・コンビニ等を中心に実施しています。また、今年度も10月以降も夜間パトロールを継続する予定です。なお、新型コロナウイルス感染症防止のため中止とするときもあります。

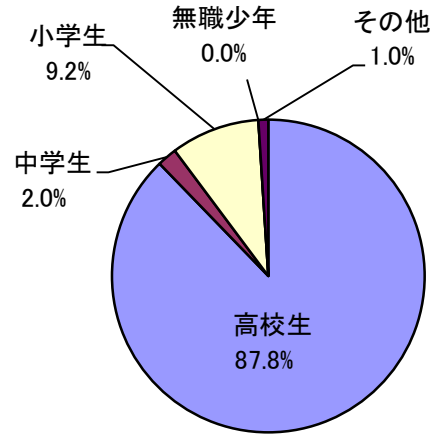
令和3年度4月から8月の補導件数は99件で前年度4月から8月の21件と比較して、78件増加しました。補導の行為別状況をみると、「暴走行為等交通違反」が87件と全体の約9割を占め、交通（主に自転車の）マナー・規則を少年が遵守していないことが浮き彫りになっています。

対象となる少年の学校・職業別の状況をみると、99件中「高校生」が86件（87.8%）と大多数を占めており、次いで「小学生」9件（9.2%）、「中学生」2件（2.0%）となっています。

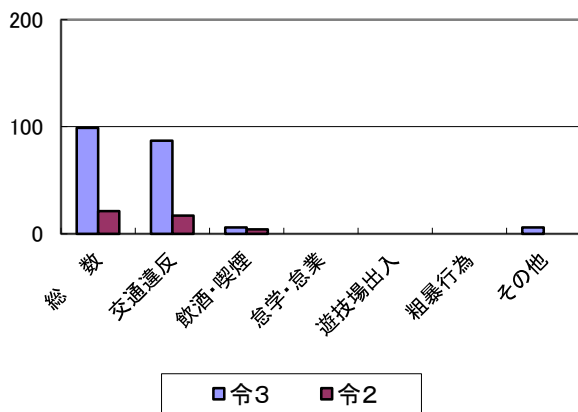
行為別状況



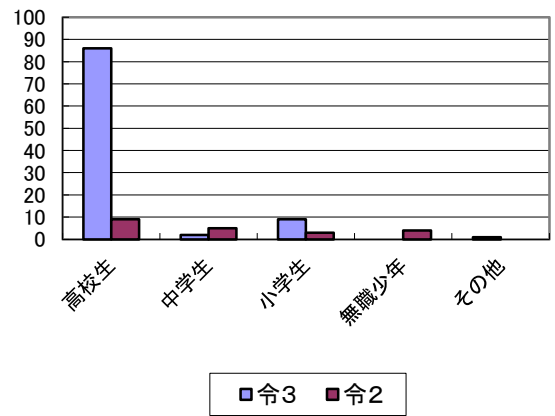
学校・職業別状況



行為別の対前年比



学校・職業別の対前年比



資料 「刑法犯認知状況及び少年非行の概要等（令和3年7月末）」

（数値にあつては暫定値になります）

1 大和警察署管内 刑法犯認知状況（令和3年7月末）

- ・刑法犯認知状況については820件であり、前年に比べ20件増加している。
窃盗犯が633件で前年に比べ13件増加し、窃盗犯が刑法犯全体の約77.2%を占めている。
- ・知能犯が63件で、前年に比べて18件増加している。
知能犯の内、詐欺が60件で、前年に比べて19件増加している。
詐欺の内、振り込め詐欺については39件で、前年に比べ1件増加している。
- ・侵入盗の認知状況については66件で、前年に比べ7件増加している。
空き巣は9件（前年比11件減少）、忍び込みが30件（前年比4件増加）、倉庫荒しが12件（前年比11件増加）している。
- ・非侵入盗の認知状況については567件であり、前年に比べ6件増加している。
オートバイ盗は23件（前年比22件減少）、自転車盗は158件（前年比10件減少）、車上ねらいは50件（前年比13件増加）、部品ねらいは57件（前年比16件増加）、万引きは103件（前年比17件増加）しており、オートバイ盗と自転車盗が減少しているのに比べ、車上ねらい、部品ねらい、万引きが増加している。

2 大和警察署管内 少年非行の概要（令和3年7月末）

- ・少年非行の検挙状況については12人で前年に比べ18人減少している。
粗暴犯が5人、窃盗犯が3人、その他の刑法犯4人となっており、一番多いのが傷害の5人である。
- ・大和警察署管内の少年非行の特徴や傾向として、刑法犯検挙被疑者の約6.3%が少年であり、窃盗犯検挙被疑者の約3.0%が少年である。
- ・前年に比べて、窃盗犯が減少している。
- ・補導状況 については、423人（前年比56人増加）で、深夜はいかいの156人が一番多く、次いで喫煙の133人が多い。
- ・迷惑行為が93人と大幅に増加している。

令和 3 年度大和市青少年健全育成大会選考委員会報告

1 はじめに

市では、例年 1 1 月に「大和市青少年育成活動推進者表彰要領」及び「大和市青少年善行ほう賞要領」に基づき、青少年健全育成を目的に地域などで積極的な活動を行っている者や、善い行いをした青少年に対し表彰を行っています。

被表彰者の選定にあたっては、青少年関係団体等の長及び自治会長などが大和市青少年問題協議会の会長に推薦することとしており、決定に関しては、大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会により審査を行い、青少年問題協議会の審議を経て決定することとしています。

2 令和 3 年度青少年健全育成大会表彰選考委員について

大和市青少年問題協議会規則第 6 条及び大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会運営要領第 3 条の規定により、次の通り任命されました。

柿本 隆夫	委員	(令和 3 年度大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会会長)
箱崎 勝美	委員	
黒田 則子	委員	
森 順子	委員	
大山 優	委員	
小川 陽子	委員	
森園 廣子	委員	

3 令和 3 年度青少年健全育成大会表彰選考委員会について

- (1) 開催日 8 月 2 5 日 (書面開催)
- (2) 参加委員 7 名
- (3) 審議対象となった被表彰候補者数
令和 3 年度青少年育成活動推進者被表彰候補者：3 7 名 (別紙 2 参照)
令和 3 年度青少年善行ほう賞被表彰候補者：1 名 / 1 団体 (別紙 3 参照)
- (4) 選考結果
全ての被表彰者を表彰の対象とすることとしました。

被表彰者の決定については、本書面会議における承認が必要となります。別紙 2 及び別紙 3 を含めてご確認頂いた上で、別紙 1 意見書に承認可否の記入をお願いいたします。

別紙 1 意見書

別紙 2 令和 3 年度大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者名簿

別紙 3 令和 3 年度大和市青少年善行ほう賞被表彰候補者名簿

参考

【令和3年度 青少年育成活動推進者 被表彰候補者】

- ・表彰の対象：地域などで青少年活動に携わり、その功績が顕著であり、かつ活動期間が通算して5年以上である者
- ・推薦者：青少年関係団体等の長、自治会長

推薦団体	推薦者数	備考
市立小学校	0人	前年度：0人
市立中学校	0人	前年度：1人
自治会	15人	前年度：5人
家庭・地域教育活性化会議	0人	前年度：0人
青少年指導員連絡協議会	13人	前年度：0人
青少年相談員連絡協議会	1人	前年度：0人
子ども会連絡協議会	2人	前年度：1人
母親クラブ連絡協議会	3人	前年度：7人
ボーイスカウト大和	1人	前年度：2人
大和少年補導員連絡会	2人	前年度：2人
合計	37人	前年度：18人

※被推薦者及び理由等については、別紙2のとおり

【令和3年度 青少年善行ほう賞 被表彰候補者】

- ・表彰の対象：地域や隣人、友人等に対し善い行いや各奉仕活動などを行った市内在住又は在学・在勤している20歳未満の個人又は団体

・推薦者：市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長 推薦団体	推薦者数		備考
	個人	団体	
市立小・中学校	1人	1団体	前年度：1人（個人） 0団体
自治会	0人	0団体	前年度：2人（個人） 1団体
合計	1人	1団体	前年度：3人（個人） 1団体

※被推薦者及び理由等については、別紙3のとおり

会議名	令和3年度 大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会	資料2-2
開催場所	書面開催	
意見書を提出した委員	柿本委員、箱崎委員、黒田委員、森委員、大山委員、小川委員、森園委員 以上7名	
表彰選考委員を補佐するもの	樋田こども部長	
事務局	こども・青少年課長、こども・青少年課職員3名	
担当課	こども部 こども・青少年課 こども・青少年育成係 Tel046-260-5224	
公開の状況	非公開（本委員会で使用する会議資料の中に大和市情報公開条例第7条各号に該当する個人名や団体名、地位や活動内容等の個人情報が含まれるため）	
会議次第	<p>議題</p> <p>(1) 表彰選考委員会会長の選出</p> <p>(2) 令和3年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者について</p> <p>(3) 審議について</p> <p>(4) その他（青少年健全育成に関する児童生徒の作文募集について）</p>	
内容	<p>(1) 表彰選考委員会会長の選出</p> <p>⇒<u>全員一致の上、柿本教育長に会長となっていただくことになった。</u></p> <p>(2) 令和3年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者について</p> <p>(3) 審議について</p> <p>審議対象となった被表彰候補者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度青少年育成活動推進者被表彰候補者：37名 ・令和3年度青少年善行ほう賞被表彰候補者：1名/1団体 <p>⇒<u>全員一致で、全ての被表彰候補者及び候補団体を表彰の対象とすることになった。</u>このことについて、「第2回青少年問題協議会」で報告を行い、表彰者の決定を行うものとする。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍、災害と暗いニュースが続く中、心温まるエピソードに癒された。候補者には、益々のご活躍を期待している。 ・候補者には、青少年育成のためご尽力いただき感謝している。長年の活動の輪が広がっていくことを願っている。 ・コロナ禍で青少年行事がつぶれることが多い中でも、たくさんの候補者の推薦があり良かったと思う。早くコロナが収束し、今回の候補者の皆さんが活躍できる地域行事が復活することを願っている。 <p>(4) その他（青少年健全育成に関する児童生徒の作文募集について）</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策をしっかりと行った上で、せめて表彰式だけでも開催してほしい。 ・本作文への参加が青少年健全育成に役立つと考える。 ・今年度は作文募集を行うことができ良かったと思う。 ・コロナ禍で多くの学びを大切にしてほしい。 	

以上

大和市青少年育成活動推進者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年育成活動推進者を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、職務として行うもの以外で青少年育成活動に携わり、その功績が顕著な者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 青少年団体又は青少年育成団体の指導・育成強化に尽力し、その功績が顕著なもの

(2) 青少年の非行防止活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(3) 青少年の文化・レクリエーション活動の推進に尽力し、その功績が顕著なもの

(4) 社会環境浄化活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の功績があったもの

(6) その他、表彰に値すると協議会が認めたもの

2 表彰の対象となる活動の期間は、当該年度を含め通算して5年以上とする。ただし、特別の功績があるときはこの限りではない。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者は青少年関係団体等の長及び自治会長が、「大和市青少年育成活動推進者被表彰候補者推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年 1月 4日から施行する。

2 施行日前の表彰については、昭和54年4月1日施行「大和市青少年育成活動推進者表彰要綱」の規定により表彰した後、この要綱は廃止する。

大和市青少年善行ほう賞要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年善行ほう賞（以下「ほう賞」という。）によりその善行を賞することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ほう賞の対象)

第2条 ほう賞は、大和市内に在住又は在学・在勤している20歳未満の青少年で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 隣人、友人など特定の人に対する援助に尽くしたもの
- (2) 社会福祉施設又は社会的弱者に対する慰問激励、各種奉仕活動やこれらの者に対する金品の寄付その他により社会福祉に尽くしたもの
- (3) 子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導などに尽くしたもの
- (4) 人命の救助救急看護など顕著な功績があったもの
- (5) 家庭又は親族間における徳行、勤儉力行などで顕著な功績があったもの
- (6) 清掃美化その他環境衛生の保持改善に継続的に尽くしたもの
- (7) 交通整理、水難防止その他事故防止に継続的に尽くしたもの
- (8) 芸術、文化、スポーツの振興に貢献したもの

2 ほう賞の対象となる活動の期間は、概ね1年以上とし今後活動が継続される見込みのあるものとする。ただし、前項（4）の場合及び特別の功績があるときにはこの限りではない。

(被ほう賞者の推薦)

第3条 被ほう賞者は、市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長が、「大和市青少年善行ほう賞推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被ほう賞者の決定)

第4条 被ほう賞者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(ほう賞の方法)

第5条 ほう賞は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 ほう賞を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(ほう賞の時期)

第6条 ほう賞は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年12月 1日から施行する。

2 施行日前のほう賞については、昭和61年6月1日施行「大和市青少年善行ほう賞要綱」の規定によりほう賞した後、要綱は廃止とする。

大和市青少年善行ほう賞要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）が主催する大和市青少年健全育成大会（以下「健全育成大会」という。）において、大和市青少年善行ほう賞（以下「ほう賞」という。）によりその善行を賞することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ほう賞の対象)

第2条 ほう賞は、大和市内に在住又は在学・在勤している20歳未満の青少年で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 隣人、友人など特定の人に対する援助に尽くしたもの
- (2) 社会福祉施設又は社会的弱者に対する慰問激励、各種奉仕活動やこれらの者に対する金品の寄付その他により社会福祉に尽くしたもの
- (3) 子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導などに尽くしたもの
- (4) 人命の救助救急看護など顕著な功績があったもの
- (5) 家庭又は親族間における徳行、勤儉力行などで顕著な功績があったもの
- (6) 清掃美化その他環境衛生の保持改善に継続的に尽くしたもの
- (7) 交通整理、水難防止その他事故防止に継続的に尽くしたもの
- (8) 芸術、文化、スポーツの振興に貢献したもの

2 ほう賞の対象となる活動の期間は、概ね1年以上とし今後活動が継続される見込みのあるものとする。ただし、前項（4）の場合及び特別の功績があるときにはこの限りではない。

(被ほう賞者の推薦)

第3条 被ほう賞者は、市内小・中学校長及び高等学校長、自治会長、青少年関係団体の長が、「大和市青少年善行ほう賞推薦書」により協議会の会長に推薦する。

(被ほう賞者の決定)

第4条 被ほう賞者は大和市青少年健全育成大会表彰選考委員会が選考の審査を行い、協議会の審議を経て会長が決定する。

(ほう賞の方法)

第5条 ほう賞は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 ほう賞を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(ほう賞の時期)

第6条 ほう賞は、健全育成大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、他の日において行うことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月 1日から施行する。
- 2 施行日前のほう賞については、昭和61年6月1日施行「大和市青少年善行ほう賞要綱」の規定によりほう賞した後、要綱は廃止とする。

第 4 9 回大和市青少年健全育成大会について

毎年、「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動の推進を喚起するとともに、市民総ぐるみの運動として効果的な推進を図ることを目的として開催している本大会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、今年度の開催は次のとおりとします。

- ・規模を大幅に縮小し、表彰（青少年善行ほう賞者、青少年育成活動推進者及び青少年健全育成作文集「明るくたくましく」掲載者）のみ行います。
- ・式の開催にあたっては、各被表彰者のみ（児童及び生徒はその保護者）を出席とします。
- ・青少年健全育成作文集「明るくたくましく」は例年通り作成し、関係者等へ配布します。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては表彰式を中止とし、各被表彰者に対しては、個別に表彰状等を届けるなどの対応を行います。

以上

令和3年度 青少年健全育成に関する児童生徒の作文募集要項

1. 目的

青少年健全育成活動の一環として、児童生徒に対し青少年健全育成に関する作文を募集することによって、日々の生活や学校生活で感じていることや考えていることを文章で表現する力と、地域や家族、自分自身を見つめ直し、広い視野で物事を考える力を身につけることを目的とします。

また、学校推薦された作文を表彰するとともに、作文集「明るくたくましく」として編集し、行政や学校関係者、家庭、地域の方々に配布することにより、青少年健全育成や青少年健全育成大会に関する意識の醸成及び地域の青少年に対する理解を深める一助とします。

2. 主催

大和市・大和市教育委員会・大和市青少年問題協議会

3. 募集内容

(1) 対象学年

市内の小学5年生、中学2年生及び高校2年生

(2) 作文のテーマ

「日常生活や学校生活の中で感じていることや、大人や地域に訴えたいこと、未来に向けての夢や希望」（タイトル（題名）は自由）

《テーマの例》

「わたしの住む市」「わたしの友だち」「わたしの夢」「わたしの家族」
 「わたしの健康づくり」「大和の自然」「心の中の大切なもの」
 「自然体験・社会体験を通じて」など

(3) 原稿

600字詰め専用の用紙2枚以内に、日本語により表記されたものに限りま

※本文の前にタイトル（題名）、学校名、学年、クラス、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。

(4) 提出期日及び提出先

期出日：令和3年9月6日（月）

提出先：大和市こども部

こども・青少年課（青少年センター内）

※児童・生徒用のチラシには、学校への提出を「夏休み明けまで」としています。

こ			
こ			
か			作
ら			品
文	●		タ
章	●		イ
書	●	小	ト
き		学	ル
出		校	
し			
・	5		
・	年		
・			
	大		
	和		
	太		
	郎		

○1行目 作文タイトル（題名）
 ○2行目 学校名、学年、クラス、氏名（ふりがな）
 ○3行目 本文

本文冒頭の記入方法

4. 表彰など

- ・学校推薦された児童生徒は11月に表彰します。（表彰の方法等については別途ご連絡します）
- ・応募者全員に応募記念品を進呈します。

5. 作文集「明るくたくましく」の配布

学校推薦された作文を作文集「明るくたくましく」として編集し、大会関係者並びに青少年育成関係者及び各学校へ参考資料として配布します。

6. 応募上の注意

- ・応募作文は自作の未発表のものに限ります。
- ・応募作文の使用権は、大和市に帰属します。
- ・応募作文の返却は行いません。
- ・応募作文に記載されている個人情報、作文集「明るくたくましく」の編集に必要な範囲内で利用します。

※各校で学校推薦1点を選定してください。

（学校推薦された作文については作文集に掲載されます。掲載にあたり、該当児童生徒には、指定用紙へ油性ボールペンで清書をお願いいたします。学校推薦の作品については、学校名・学年・氏名について、広報等にて発表を行う場合があります。）

※学校推薦の1作品の他、応募者全員に参加賞を進呈するため、学年、クラス、氏名（ふりがな）が記載された名簿（様式自由）をご提出いただきますよう、お願いします。

7. 問い合わせ先

大和市こども部 こども・青少年課

（市民活動拠点ベテルギウス内・第3月曜休館）

住 所：大和市深見西1-2-17

電 話：260-5224

FAX：261-4900

令和 3 年度青少年健全育成推進街頭キャンペーンについて

国は毎年 11 月を、「子ども・若者育成支援強調月間」とし、青少年育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

本市においては「明るくたくましい青少年が育つ都市」の都市宣言を行っており、「子ども・若者育成支援強調月間」での青少年育成活動の推進を喚起するため、例年、美化推進月間クリーンキャンペーンの一環で行われる駅前クリーン活動に合わせて、大和駅周辺の清掃活動を行う青少年健全育成推進街頭キャンペーンを実施しております。

今年度の青少年健全育成推進街頭キャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、関係所管課と実施の是非について調整を行っているところです。つきましては、調整結果を改めてご連絡させていただきますので、今しばらくお時間を頂きたく存じます。

なお、「子ども・若者育成支援強調月間」には、大和市役所本庁舎西側に都市宣言である、「明るくたくましい青少年が育つ都市」の懸垂幕を掲示するなどして、青少年育成活動の推進を喚起いたします。

以上